

対象年度		令和 5年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		中小企業資金融資対策事業						予算事業名		中小企業資金融資対策事業費			
予 算 科 目		会計	01	款 07	項 01	目 03	事業 1102	要求区分 經常経費	根拠法令	結城市中小企業事業資金融資あっせん条例等			
総合計画体系		歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう							事業の区分	主要事業			
		活力と創造力を育む商工業の振興							担当課係等	商工観光課			
		活力ある地域産業の振興								商工振興係			
事業期間		継続 （昭和50年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
市内中小企業の事業資金の円滑な調達により、経営の安定を図ることによって、地域経済の活性化を図る。								中小企業資金融資あっせんについては、県内すべての市町村が保証協会と契約し実施している。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
①結城商工会議所に対し業務委託を行い、中小企業者と資金に関する相談・指導を行い、調査する。 ②結城市中小企業資金融資あっせん条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。 ③融資あっせんが認められた中小企業者に対し、保証料の補給を行う。 ④市内金融機関に対し、融資資源の一部として預託を行い、低金利融資を実現させ、中小企業の経営を支援する。 ⑤中小企業が返済不能となった場合の補償として、保証協会と損失補償寄託契約を締結する。								市内中小企業者					
								【事業をとりまく環境の変化】					
								新型コロナウイルス感染症の影響により、受注の減少、消費の減退により売上高や利益率が大幅に減少している。よって、資金繰りが厳しくなっており、公的低利な資金融資への期待が非常に高くなっている。 令和4年度よりあっせん条例に基づき融資あっせんを受ける中小企業の保証料全額を補給することとした。					
【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】					
①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。				①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。				①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。					
■事業費													
				R03年度		R04年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県	支	出	金		0	0						
	地	方	債		0	0							
	そ	の	他		9,001	8,001							
	一	般	財	源	1,258	7,769							
歳入計（千円）				10,259		15,770							
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
	12	委託料	500		500								
	18	負担金補助及び交付金	759		7,270								
	20	貸付金	9,000		8,000								
歳出計（千円）（A）				10,259		15,770							
伸び率（％）						53.71							
備考													

令和 3年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
活動 指標	あっせん件数（審査件数）	件	目標	50.00	50.00	0.00
	金融審査会を開催し審査を行う。		実績	11.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	融資実行件数（当年度分）	千円	目標	300,000.00	300,000.00	0.00
	審査後、中小企業者が本申請し融資実行する。		実績	58,000.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	中小企業の経営安定化を図るため必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国・県制度に準拠する形で条例も制定している。
	手段の妥当性	A 妥当である	融資の審査にあたっては、金融審査会を開催して、融資内容を審議している。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	事務量に大きな変化はないが、審査案件が提出された際には審議している。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市内の中小企業が対象となっている。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	融資した直後に事業の成果が反映されるわけではないため、どちらもいえない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	定期的に審査会を開催している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
本事業は、足腰の弱い中小企業等に対し、融資あっせんの支援を実施することにより、経営の安定化及び合理化を促進し、健全な発展に資する大変有効な施策となっている。また、中小企業等が信用保証協会に支払う保証料を全額補助する事で、中小企業者の負担軽減を図っている。社会情勢に大きく左右されるため、中小企業等の資金繰りは、まだまだ厳しい局面にあると判断できる。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
今後も社会情勢・中小企業者等のニーズを的確に把握し、信用保証協会及び市内金融機関等との連携を密にして利用しやすい制度にしてい く。 近年においては、新型コロナウイルス感染症により中小企業保険法に基づく融資支援策が事業者にとって有利な条件であることから、その制度を用いた資金調達が主となっている。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ■拡充（人・モノ・カネ等の拡充） □改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置	
方向性の具体的内容 令和4年度より信用保証料の全額を負担するが、近隣自治体においては、利子の一部補給も行っていることから、本市においても検討する必要がある。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） □拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ■改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。	